

平成 3 0 年

# 総務委員会会議録

と き 平成30年1月22日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年 1月22日 (月) 午後 1時00分～午後 3時17分  
場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員 委員長 伊藤 昌宏 君 副委員長 あくつ 広王 君  
委員 高橋 伸明 君 委員 飯沼 雅子 君  
委員 石田 しんご 君 委員 須貝 行宏 君  
委員 吉田 ゆみこ 君 委員 松澤 利行 君

出席説明員 桑 村 副 区 長 中 山 企 画 部 長  
柏原参事(企画調整課長事務取扱) 秋山参事(財政課長事務取扱)  
小林 施設整備課長 中元 広報広聴課長  
木村報道・プロモーション担当課長 仁平 情報推進課長  
榎本 総務部長 米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)  
黒田 人事課長 立川 経理課長  
伊東 税務課長 齋藤 会計管理者  
久保田 区議会事務局長

○午後1時00分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、「行政視察の報告書について」、および「その他」と進めてまいります。

本日は1名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

---

1 報告事項

(1) 住宅宿泊事業法の施行について

○伊藤委員長

それでは、初めに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

まず、(1)「住宅宿泊事業法の施行について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私のほうから、資料に基づきまして、住宅宿泊事業法の施行についてということで、ご報告をさせていただきます。

本件は、いわゆる民泊の国の法令ができ上がって、これが施行されるということについてのご報告です。併せて、資料にはないのですが、品川区の考え方も併せてこの場でお話をさせていただければと思っております。

まず、資料1枚目をご覧ください。住宅宿泊事業法の施行ということで、この法律についてでございますが、いわゆる民泊でございますけれども、住宅宿泊事業に係る届出制度というものが創設されるということでございます。

(1)ということで、品川区内で住宅宿泊事業、いわゆる宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業でございますけれども、これを営もうとする場合におきましては、品川区への届出が必要になるということでございます。

年間提供日数、いわゆる宿泊できる日数は、法令上、上限で180日と、180泊という言い方もできると思いますが、180日でございます。

③としましては、地域の実情を反映させるために条例を制定しまして、区域と期間を定めて住宅宿泊事業の実施を制限することができるというのが、この法令の趣旨でございます。

住宅宿泊事業の施行については、今年、平成30年6月15日からです。

また、区への届け出の受付が、法令上平成30年3月15日から開始されるようになってございます。

それでは、別添の2ページ目の資料、カラー刷りになっています横版の資料でございます。これは観光庁が出した資料をそのまま添付させていただきました。住宅宿泊事業法の概要ということでございます。

背景・必要性につきましては、左側でございますけれども、民泊サービスが日本でも急速に普及しているということ、また多様化する宿泊ニーズへの対応であったり、公衆衛生の確保、それから地域住民等とのトラブルの防止、無許可で旅館業を営む違法民泊といったものへの対応をしていくというのがございます。

概要といたしましては、今、最初の資料でも申し上げたとおりでございますけれども、都道府県知事へ届出ということになってございます。事務といたしましては、本来これは都道府県の事務ということで法令上は規定されてございます。180日を上限といたしまして、地域の実情を反映して仕組みを創設したということです。

1の②のところで、この事業の適正な遂行のための措置として、先ほど申し上げました衛生確保の措置であったり、騒音防止のための説明、苦情への対応、宿泊者名簿の作成等々、こういったところが義務づけられてございます。

家主不在型の場合につきましては、このほかに住宅宿泊管理業者に委託することを義務づけてございます。これは都道府県知事が事業者に対する監督を実施するというようになってございます。

この四角枠の右上のほうにございますが、米印のところで、都道府県にかわり保健所設置市、これは政令市や中核市、それから特別区ですね。23区もこの都道府県にかわりまして監督、それから条例制定措置ができるというものでございます。

大きな2番といたしましては、住宅宿泊管理業者に係る制度の創設ということで、国土交通省が登録制度を設けまして、これが必要だということでございます。

それから、住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置ということで、住宅宿泊事業者への契約内容の説明であったりとか、それからこれの許可を受けた者につきましては、標識の掲示等が出てくるというものでございます。国土交通大臣が、この管理業者に係る監督を実施するというところでございます。

また、3番といたしましては、その宿泊の仲介業者に係る制度の創設ということで、観光庁の長官が登録制度を設けるものとなってございます。こういった仲介業者のための措置も義務づけがされてくるということでございます。

施行期日につきましては、先ほど申しました平成30年6月15日からということございまして、その事業のイメージがその下に出ておる図でございます。右のところの青枠のところには都道府県知事と書いてございますが、ここが、先ほど申しました特別区もここはできるということになってございますので、具体的にはこの部分が品川区ということになっているものでございます。

それでは、1枚目の資料にお戻りいただきまして、他区の条例の制定状況というものでございます。現在、先ほども申しましたようにこの地域の実情を反映させるため、条例を制定いたしまして、区域と期間を定めてこの法令の制限をかけることができるとなっております。既に条例を制定しているのが、23区では新宿区と大田区になります。

新宿区におきましては、平成29年度第4回定例会において、条例が可決されてございます。②のところはその要旨、要点が書いてございますが、端的に申しますと、用途地域が住居専用の地域におきましては、この法令にプラス制限をかけて、月曜日の正午から金曜日の正午までは実施することができる、となっておりますけれども、具体的に言うと金曜、土曜、日曜の夜のこの3日間であれば宿泊が可能ということでございます。先ほど法令では180日と言っておりますけれども、新宿区はさらに住居専用地域においては、金曜・土曜・日曜日しか泊まることができないという条例のつくりにしてございます。

それから大田区です。大田区も、平成29年第4回定例会におきまして条例が可決されてございます。こちらはもう少し厳しい形になってございまして、住居専用地域、それから工業地域、工業専用地域、文教地区、その他特別業務地区ということにおいて、このエリアにおいては全ての期間、住宅宿泊事業を実施することはできないと、全面的な規制をかけているということです。この住居専用地域や工業

地域においては、住宅宿泊事業をすることができないという規定を設けました。

大田区の場合、若干特殊な事情がございまして、これに先立って特区民泊を既にスタートさせてございますので、法令がその後、後追いで来たというところがありますので、大田区としましては、特区民泊に統一してやっていきたいという思いがあるところで、こういった規定になってございます。

ただし新宿区、大田区は、実は12月の半ば過ぎに国の法令のガイドラインというのが出てきているのですけれども、その前の条例ができ上がったということございまして、少し先んじて動いたのですけれども、この条例に関しましては、国のほうから、少し法の趣旨から外れているのではないかという指摘が、今出ているという状況でございます。

他区の状況は以上でございます。ここからは、資料には書いてございませんけれども、口頭になりますけれども、品川区の考え方を話し申し上げますと、品川区の考え方もこのエリア、地域とそれから期間を定めて規制をする条例を制定したいと今考えてございます。具体的には商業、それから近隣商業地域、いわゆる商業地域はこの国の法令どおり180日ということで定めまして、それ以外のエリアにつきましては、土曜、日曜のみ宿泊が可能という規制をかけてはどうだろうかということで、今検討という状況でございます。

今、そういったことで検討してございますけれども、大体今後の区議会の定例会のほうに提案ができればということで準備をしているということでございます。そこに向けまして、現在関係している団体であったりとか、それから地域の方々といったところに、今、意見聴取をしているところでございまして、基本的には規制をかけてほしいというお声が大分高まっているというのは現況であるというものでございます。そういった形で、区としても、今、鋭意検討しているという状況でございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○飯沼委員

この住宅宿泊事業法については、国のほうで既に定められて、結構区民の方からも関心が高く、お問い合わせがあるところなのですね。あと、区民委員会では民泊の視察に行ってきたという話をちらっと聞いているので、ぜひいろいろな意見を聞いていただきたいと思っておりますが、まず一番最初に、この国の定めた住宅宿泊事業法について、この法についての品川区の考え方、受けとめ方をまず第一に伺いたいと思います。

あと、他区で条例の中身の審議があちこちで始まっていて、意見も届いているのですが、条例化に向けて第1回定例会への準備を進めるということですのでけれども、一番大事なのは先ほど意見聴取をしているところなのです。どういった方々からどういった意見を聞いていくのか。より広く聞いていただきたいと思うので、その辺をもう少し詳しく教えてください。

#### ○柏原企画調整課長

まず、法律に対する捉え方といいますか考え方の部分でございます。国のほうとしますと、先ほどの国のほうの資料にありますように、背景・必要性ということで、民泊サービスが日本にも普及していることで、やはり多様化する宿泊ニーズといったことへの対応が必要だというところがあります。

品川区においても宿泊できる施設、いわゆるホテルとかそういった業態の部分の稼働率が、今既に90%を超えているというところがありまして、そういった方々、特に外国から来ていただく方を迎えるにあたって、そういったニーズに対する宿泊できる施設もいっぱいだという状況があります。です

ので、この住宅宿泊事業法というものが、一定程度そういう宿泊客を受け入れるというところでは必要な法律なのであらうと思っております。

ただ、いわゆる今世間で民泊と言われているものが、これを規制する法律が全くないということですから、そういった意味でもこの法律の意義というものはあるとは思いますが、他方ではそのトラブルであったりとか、今既に住んでいる方々への不安であったりというところもあるのは事実でございますので、法律に対しては一定程度その必要性というものは考えているところでございますけれども、その地域の実情に応じた内容というところで条例を制定して、今住んでいる方々が安心してこういったものが受け入れられるような仕組みをつくりたいという思いでございます。

それから、意見聴取というところでございます。もうこれは既に始めているところでございます。大きなところで申しますと、まず町会・自治会関係の方々と、地域を代表する方々には今既に意見を聞き始めてございます。こういった方々は、やはり住んでいる方々の安心と申しますか、トラブルであったりとか、そういったものがないような形で、なるべく規制はかけてもらったほうがいいのではないかと申す意見は伺っております。

それから、不動産業界の方々にも意見を聞いています。実はこれは、この民泊の法律ができ上がると、仲介できる方々の中には不動産業界の方も多くかかわってきますので、そういった方々にもご意見を伺っているところでございます。やはりこういった方々からも規制は必要だというご意見を伺っています。

それからあと、ホテルの業界の方。こちらの方々も、意見を聞いていますと、やはり規制が必要であらうというふう聞いております。

それからあと、マンションの管理組合の方ですね。マンションの1室を例えば民泊で使うことも可能なのですが、マンションの管理組合、これはマンション管理士を通じて今ご意見を伺っているという状況でございます。こちらも一定程度規制が必要だろうというご意見を伺って申しまして、先ほどお話しはしなかったのですが、実はこれとは違う制度の中で、マンションの管理組合の規約の中に、民泊をしてはいけないというのを各マンションのほうで規定をしますと、民泊はできないということもありますので、そういったことの制度の周知といったことは、既にうちの住宅部門のほうから、各分譲マンションの管理組合宛てに出させていただいているところでございます。その辺は各マンションごとの判断になりますが、そういう法律の動き、制度の動きがあるというのは周知を申し上げたところでございます。

あと、ご意見を伺っていますのは商店街連合会です。いろいろな方に来ていただくという、品川区もそういった形で施策を進めているところでございますので、商店街の方々は比較的こういった制度を使ってたくさんの方に来ていただきたいという思いがありますので、あまり強い規制はいかがなものかというようなお話も伺っているところであります。

いずれにしても、まだいろいろな方にも関係している方等々のご意見を伺いながら、条例、制度の構築といったところを進めていくというところでございます。

#### ○飯沼委員

いろいろご意見を聞いていて、規制が必要であると。それは当然だと思うのです。区としては、これを受けとめて積極的に進めていくという考えなのかどうか、そこを伺いたい。

あと、先ほどマンションの規約のところ、今年の3月15日から届け出が始まるというところにおいては、マンションとかあと共同住宅で、規約のところはこの住宅宿泊事業法のこの中身を受け入れてい

くのか、受け入れていかないのか、しっかりと規約の中に明記すべきであるという形です。ぜひこのところは本当に漏れがないように周知して、手立てがおくれて間に合わなかったというようなことがないように、不利益にならないようにしていただきたいと思います。

千代田区の広報紙には、「住宅宿泊事業法が施行されます。考えてみませんか」という中に、民泊のQ&Aのところに、しっかりと分譲マンションの皆様は話し合いをして、やはりその規約を明記することが大切ですと書かれている部分があるので、ぜひまずこのところはしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

あと、法令の考え方のところで、安心できる仕組み、もちろんそうだと思うのです。やはり自治体の役割といたら、住民の安心・安全をいかに確保していくのかというのが最も重要であると思うのです。だから、その点をしっかりやはり第一義的に掲げていただきたいと思っているのが1つです。あと、法への考え、積極的に進めていくのか、こういうのができてしまったので、区民を守らなくてはならないという立場なのか、その辺をもう一度お聞かせください。

#### ○柏原企画調整課長

先ほどのご答弁と重なる部分がございますけれども、法律の趣旨というところは先ほどお話ししたとおりでございます、一定程度そこは理解をしながらというところでございますが、住んでいる方々の安心・安全とか、安心して住み続けられるといったところを配慮しながら、区としても規制をしていくことが必要だろうということで考えてございまして、冒頭考え方で申し上げましたけれども、商業地域エリア以外は規制をかけるということで、土曜・日曜のみの宿泊といった方向での規制ということで、今検討しているということでございますので、同じ言い方になりますけれども、趣旨は理解しながらも、そういう方向性で検討したい、規制はかけていくという形で検討するものでございます。

それから、マンションのことにつきましては、住宅部門のほうからこのマンション管理組合のリスト、1,600組合ほどあると聞いていますけれども、そちらのほうは抽出しております、直接もう管理組合宛てに文書として送付をさせていただいているところでございます。それから、ホームページ等々などで、今住宅部門のほうでその辺の周知に向けて動いてございます。

ただ、賃貸のほうの住宅につきましては、オーナーさんの考え方等々がありますので、一概にちょっとそのルールで規制ができるかどうかというのはあるのですけれども、少なくとも分譲系のマンションにつきましては、直接きちんとした判断がマンションの中でできるようにということでの情報提供を、今させていただいたというところでございます。

#### ○飯沼委員

ただいま法の趣旨についてご説明があったのと、一定理解をしている、観光立国を目指す日本としては宿泊施設が足りない、その対策というところはあるかと思うのですけれども、共産党が国会、都議会、あと区議会でもあちこちで議論をしているのですが、今、本当に違法な旅館業法上の許可施設ではないといった意味での民泊が野放し状態になっていて、チェックもされていない。厚生労働省が調査をしても調査に引っかけられないところが圧倒的で、半分以上引っかけられないということと、適法な部分が本当に少ないというところにおいては、この新しい住宅宿泊事業法、今現在でも野放し状態になっている違法な民泊を合法化してしまうといった中身を含んでいるという意味においては、共産党としては、旅館業法とかそういった法律にのっとった中身でしっかりと把握をしていくべきであると考えているのです。

だから、やはり大もとのところが本当に区民の安心・安全をきちんと確保できることなのかどうか。私も旅館業法を見ましたが、やはりきちんと目的とか事業者とか、東京都の許可ですけれども、利

用される方の責務などもきちんと書かれているし、何をどう守っていかなくてはいけないかというのが事細かに書かれているという意味においては、私はどういう形で行われても、やはりこの民泊の規制緩和をしてしまうのではなく、旅館業法など現在きちんと守られている部分を継続すべきで、それくらいの中身でいかないと、今住んでいらっしゃる住民の方の安心・安全は守られないのではないかと。

特に京都ではもう先んじてすごく進んでいる中で、地域住民の方が、具体的に言うと騒音の問題とか、たばこをいっぱい吸っておられたり、ごみの問題とか、あと火災の心配とか、様々なことにさらされているという報告をいっぱい受けているので、基本的に私たちは本当に旅館業法に基づく内容をきちんとしていかななくてはいけないと思っています。

特に、先ほどいろいろご意見は聞いてくださっているということですが、住んでいらっしゃる住民の方も本当に住民合意、あときちんと中身が説明されて、区民の隅々にまでやはりこの中身が理解されないといけないと思っていますのですが、いかがでしょうか。

#### ○柏原企画調整課長

まず、この法律の中身は、今、旅館業法というお話もありましたけれども、いわゆる民泊と言われているものを規制といいますか管理するものが、今まで一切日本にはなかったというところから言いますと、それを規制といいますか考え方を示したというところでは、一定程度意義はあるのだろうとさせていただきます。

この180日の宿泊の日数というのが、これはヒアリングで最近見えてきたところなのですが、事業者にとってはなかなか微妙な数字だと聞いてございまして、事業として成立するかどうかというのは微妙なラインというところで線を引いているということでございます。ですので、これに対して登録してもらったりとかいうところがこれから出てきますので、さらに条例化をしてこの準備に入りたいと。

それからシステムで、これは日本全国共通のシステムというのを今つくってございまして、それを使うことになるのですが、合法的にそういう形で登録してもらおうということで、きちんと運営をする事業者というのが事業としてやれる土台をつくったというのが、今回の法律の一つ大きなところだと思います。

ただ、地域の実情があるというところがありますので、そこを条例で規制をするというつくりになっておりますので、その部分においていかにその地域の方々のご意見を聞きながら、その実情がうまく反映できるかというところで検討しているというものでございます。

先ほど申しました土曜・日曜だけで宿泊するタイプとか、それから商業地域以外は全部規制をかけるというのは、他区の状況を聞いていますと、大田区以外では、多分おそらく23区では一番厳しい規制の部類に入るのではないかとこのところでございます。そういった考え方も含めて、今、いろいろなところからご意見を伺いながら、実情に合った形で検討していきたいということでございます。

#### ○飯沼委員

これは、法が6月に施行されますよね。これは条例がつかれないと、条例なしで区民の皆様を守ることはできないのか。条例化をするということは規制緩和を認めていくことになっていくと思うのですが、その辺をお伺いしたいのと、あと、今後の進め方、スケジュール的なものを教えてください。

#### ○柏原企画調整課長

まず、この法律のつくりは、今まで規制とか管理などができなかった民泊に対して、その基準、考え方を示したというのがこの法律です。一定の要件はたくさんありますけれども、その要件をクリアした上で登録をすれば、事業者は180日までこの事業ができるということになりますので、規制緩和とい



うよりは、新たに規制といいますか、きちんと法制化されたというのがこの法律の意義というものでございます。

さらにそこに上乗せといいますかプラスで規制をかけるのが、この条例という形になりますので、この条例をつくらないということになりますと、この法令どおりになりますので、品川区の全エリアにおいて180日の期間、それからいろいろ建物の規制だったりとか、帳場を設けなくてはいけないとか、建築基準法をきちんとクリアしなくてはいけないとか、いろいろ関連している部分がありますが、そういったものをクリアした上で営業ができる、事業ができるということになります。ですので、それが180日というところがこの法律です。条例をつくることによって、さらにそこにプラスの規制がかかるというつくりになっているところでございます。

スケジュールでございますけれども、まだこれから条例の提案ということでございますので、仮に条例を可決いただくと、その後の受付というのが3月から、法令上は3月15日になってはいますが、その辺のスケジュール感をどのように動かすかというのは、これからの調整になります。6月には法律が施行になりますので、そういった形でその施行に向けて事業登録ということになります。

#### ○飯沼委員

スケジュールのことなのでございますけれども、なぜ何ったかという、本当に3月から届出が始まるわけですよ。それに新たな規制をかけるという意味においては、するのだったら早くしなくてはいけないし、これから出てくる中身ということですが、大田区と新宿区はもう既に第4回定例会のところで条例を出されて決まった。でも、ほかの23区でも既に、第1回定例会で決めるけれども、既にかなり中身の提案が行われている区もたくさんあるのです。

だからそういった意味で、いいものをつくるのだったらば、やはり中身がこのような趣旨ですよという提案があって、条例を出してくるのがしかるべき。ちょっと今回の報告の1枚ぺらの中身からすると、一体何が言いたいのかなという、条例化の考え方は口頭でしたけれども、何か報告の仕方がすごく曖昧であると、区の姿勢はどうなのだろうとはっきりしない提案であると思つたので、スケジュールも当然お伺いしたのですが、よりよいものをつくるのであれば、より広く区民・議会においても議論する時間を確保してほしいと思つました。これは意見です。

#### ○石田（し）委員

まずは2点お伺いしますけれども、1点目が、今回のこの法律の制定によって、区の責務と業務というのがどのようなものになっていくのか。この条例を制定してからも含めて、ぜひその辺をまずお知らせいただきたい。

それと、先ほどヒアリング等の話があったのですが、聞いている限り、不動産業界の方たちとの意見交換もされているみたいですが、実際にその民泊事業をやられている方だったり、また今、この数日間でも大手の企業が民泊参入をするという報道等もある中で、やはり事業者側の話というのも一定聞いておかないと、もちろん地域の方たちの声というのは重要ですが、やられるほうの側の意見というのはぜひ聞いていただきたいと思つます。我々も実際民泊をやっているところの業者にお話を聞かせてもらいましたが、彼らは彼らなりの思いもあって、それこそやり方等詳しく知っている方たちなので、やはりその辺も区の条例制定にいい効果をもたらしてもらえようようなヒアリングをしてもらいたいと思つますが、その点について、2点お伺いいたします。

#### ○柏原企画調整課長

まず、区の役割になりますけれども、これは条例云々とはちょっと別のところで、法令が動き出した

ところで、その事業者の受付の部分につきましては区のほうを担当することになります。先ほど都道府県事務ということだったのですが、ここは東京都と区の協議におきまして、特別区のほうで窓口を開きながらやっていく、その受付業務が始まるということでございます。その事業者の登録であったり、そういうことが仕事になります。

それから、今いろいろなところのいわゆる事業者に対するヒアリング等々というところで、民泊の事業者というところですけども、現在どのような形のヒアリングがいいのかというのはあるのですが、いろいろなところの事業者からの意見を聞きたいということで、事業者といいますか、関係したところからの意見を聞きたいとは思ってございますので、その手法については検討したいところでございます。

#### ○石田（し）委員

意見は聞いて損することはないと思うので、ぜひ様々な窓口を使って聞いていただきたいと思います。

それで、いわゆる業務、役割についてですが、条例の制定をして、届出の受付をされるということは、それはイコール何かあった時に、やはり区のほうに対応をお願いする声というのが入ってくる、出てくると思うのです。それは例えば苦情にしてもそうですし、やはりそういった中で、特にこの民泊の一番多い苦情というのは夜間帯にあるのです。例えばあそこの部屋が騒がしいのだけれども何とかしてくれないかとかいうトラブルは、割と深夜帯に起こることが想定される中で、例えば先ほどの役割の中で届出の受付とおっしゃっていましたが、そういった苦情の窓口とかいうのは、これは区のほうで設置をされるのかというのと、設置をされた場合に、ある程度の深夜帯のことを想定した際に、やはり24時間の何らかの対応がどうしても必要になってしまうのかなと思うのですけれども、まずその点をどのように考えているか教えてください。

#### ○柏原企画調整課長

今、おっしゃっていただいたように監督業務、先ほどの2枚目の資料のところにもありますけれども、この監督業務の部分にあたってくるかと思えますけれども、それに関しましては、受付の態勢というか窓口ということについて考えていきたいというものでございます。

その時間帯であるとかをどういったものにするかというのは、今後の検討ということで内部で検討しているところでございます。苦情として今の段階で話が多いのは、やはり夜間の騒音であったりとか、ごみの問題とかいった話は既に出てきているところでありますので、清掃事務所であったりとか、それから環境の部門であったりとか、あと、旅館業にかかわる部分ですので保健所といったところが、それぞれの今の業務分担のところで対応しているということになりますので、そういった庁内の協力態勢を組みながらということで、この法制度が動いた後もそこを中心にしながら、窓口というか対応をしていくということになるということでございます。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後に意見だけで終わりますけれども、23区でいろいろこの条例制定に向け様々動き出している中で、私もいろいろ調査をしている中で、特に台東区がなかなかいいルールを用意してきたのかなと思いますので、お知らせとともに、品川区のほうでも参考にさせていただきたいと思うのが、まず1つは、家主がいるかないか。いわゆる家主の居住型の物件なのかそうでないのかで、これは大きく分けて、いわゆる規制に関しても日数等も含めて、そこを検討していただきたいと思います。

例えば家主がいる場合に関しては、いわゆる法どおりの180日はオーケーにするとか、それは一定の住宅地域等も含めて、家主がいる場合にはその家主が責任者として認められるので、そういった規制

をかけていこうといったこともあるので、いわゆる家主がいるのといないので、しっかり判別をしていただきたいと思います。

あと、文教地区においては、いわゆる例えば半径何メートル以内のところに関しては、学校や保育園等を事前の周知の対象にするだったり、届出事業者の確認は受付の時にしっかりやっていただきたいのと、いわゆる事業者の公表、また台東区は今ルール化をしようとしています。

例えば、毎月町会、警察署のほうに届け出を提出させるとか、それも毎月やらせるというのはなかなかのかなかと思うのですけれども、その点もぜひ検討していただきたいと思いますし、事業者に対しての苦情対応、また先ほどもお話があったとおり、騒音のみならずやはりごみの問題というのは、これはもう文化の違いもあってなかなか難しいと思うので、その点、その辺の義務づけ・徹底をぜひしていただきたい。

あと集合住宅に関しては、何らかの標識の義務化。例えばこの物件は民泊で使用されますよみたいな簡単なものでもいいので、そういった標識の義務づけ等をぜひやっていただきたいと思いますので、これは意見で終わりますが、ぜひ検討材料に含んでいただければと思います。よろしくお願いします。

#### ○吉田委員

最初に、これは言葉の整理みたいな感じなのですが、届け出が必要となっていますが、これは届出制と理解しているのでしょうか。許可とか認可が必要ということではなく、届出ればもう認められてしまうということなのか。それで、その場合の強制力ですよね。いろいろ監督義務とかありますけれども、それがちゃんときちんと実施されない場合のペナルティになるのか、それとも取り消しとか何かそういうことがあるのか、その辺をまず1つ伺います。

#### ○柏原企画調整課長

この法律の制度といいますかつくりからしますと、これは届出制で、届出を出していただいて、それを認めるといいますか、届出制度のつくりになっています。

それを届出を出さない状態で、営業とか運営をしたということになるとどうなるかといいますと、この法律で言いますと旅館業法の特例法という形になってございますので、届出がないということになりますと、旅館業法のほうで罰則規定にかかってきます。そういったつくりになるので、旅館業法のほうの規制というところにつながるというつくりになっているものでございます。

#### ○吉田委員

その旅館業法をちゃんと調べていなくて申し訳ないのですが、そうしますとこの届出に必要な内容がきちんと実施されなかった場合は、旅館業法のほうの規制で、例えば民泊が続けられなくなるとか、そういうふうに理解してよいということでしょうか。

#### ○柏原企画調整課長

おっしゃっていただいたとおりでございますが、旅館業法の規制の範囲、罰則規定もありますけれども、そういった事業ができなくなるというのは、そちらの法規制のほうで規制がかかるというものでございます。

#### ○吉田委員

それは1点了解いたしました。

それで、やはり私は報道で見ている範囲なので、トラブルというのもその範囲なのですが、先ほども石田しんご委員からもありましたけれども、やはり持ち主と一緒にその建物にいる場合と、それからいない場合というのは大きく状況が違うのかなと思っています。一緒ではなくても、必ずほかの住

人の方たちにここに管理者がいるのだということがわかるようにしておかないと、実際に民泊を行うのはなかなか難しいのではないかというのが、今までの事例からも見えてくるのではないかと思います。

もう一点、質問として伺いたいのは、先ほどいろいろな方たちから意見聴取を行っているということで、それはぜひもっと繰り返し進めていただきたいと思うのですが、今ここで出されているレベルの民泊の事業をこういう条例をつくって始めます。条例については、大体こういうことを考えています程度のものなのか、具体的にもうちょっとちゃんと条例案に踏み込んだ内容での意見聴取なのか、それで大分出てくる意見は違うのではないかと考えています。

基本的に今のホテルの稼働率から見たら、民泊ということが必要だろうという方向ではある程度の合意は得られて、規制は必要ですよという意見は大体想定できるような意見かなと思うのですが、もう少し具体的に、品川区でこういう規制でこういうことを考えていますということになると、いやいや、その辺については過去にこういう事例があったとか、そういうご意見も出てくるのではないかと思います。先ほどの飯沼委員からのご意見にも関連するのですが、もう少し議会に対しても意見聴取をする先に対しても、上程する前にもう少し何か議論のための詳しいものがあってしかるべきなのではないかとネットとしても思っています。このことに限らず、上程されるためのきちんとした案の前に、議論のためのもう少し詳しい情報提供があって、そこで一度議論をしてから議会にも議案が出されて、さらにそこで深めていって結論を出すということがあってしかるべきではないかと思います。品川区の場合は会期中以外の委員会もこのように開かれるわけですから、そういう場を活用していただきたいかなと思っています。

今からでも何らかの形で、もう少し案として固めてしまう前の詳しい内容というのがあって、そこで一度議論することができないだろうかという、ちょっと質問だか意見かわからないかもしれないけれどもそのように思うのですが、もしそれに対して見解をいただければ、お願いしたいと思います。

#### ○柏原企画調整課長

まず、いろいろ意見を聞いているというのは、この法令の動きというのはこのようになっていましていうところであったりとか、それから、いろいろな区ですとかいろいろな自治体の動きというのがありますので、そういったお話と、それから、そのことに対してどのようなご意見をお持ちなのかということをお話しして、これこれこうしますからこうだというよりは、国の動きであったりとか、他の自治体の動きとか、そういったところをお話ししながら、どういった考え、どういったことをお思いでしょうかというような意見聴取ということでございまして、その中で出てきた内容を、もっと細かいいろいろなお話を聞いていますけれども、そういったものを参考にしながらということでございます。

後段のほうのお話につきましては、条例ということで定めようとしていますけれども、区の考え方をお示しして、それでこういった議会というところで本会議、それから付託されるであろう委員会等々、ちゃんと議会としての議論、審議をしていただく場面があると思ってございますので、そういったところでのご審議をいただくものだと思っておりますので、一定程度の案を考えたら、ご審議いただくべく検討していくものだと思っております。

#### ○吉田委員

そうですね。最後のほうは、これはネットとしての意見なので、もう少し早く具体案まで踏み込んだようなきちんとした上程される案になる前の情報提供があって、区民の皆様からも意見を聞く機会を持つべきではないかと思います。

これは意見なのですが、もう一点、それでいくと、この区への届出の受付開始が法令上は3月15日

となっておりますが、品川区の場合、今の区が思っているスケジュールでいくと、第1回定例会に上程されて、その条例についても最終本会議で決まるわけですね。そうすると、これは条例のほうが優先されると考えてよろしいのでしょうか。法令上は3月15日から受付開始になっておりますけれども、先ほどスケジュールの話もありましたけれども、そのスケジュールの確認をさせてください。

#### ○柏原企画調整課長

法令上の動きのスケジュール感ということをお示しました。その辺の届出の関係の部分のところにつきましては、法令なのか条例なのかというよりは、ここで物事が3月15日から受付が始まっているところに関して、どのような対応といたしますか、条例をつくるのも含めて対応がよろしいのかということも含めて、併せて検討したいというものでございます。

#### ○吉田委員

では最後、そうしたら、あと意見です。法令上3月15日だからといって、もし3月15日に受付を開始してしまうと、極端な話、この条例が決まる前の受付になってしまうわけですね。それはやはり避けるべきではないかと思えます。やはり区としての条例を決めるのであれば、それにのっとった受付がその後開始されるべきではないかと思えます。これは意見です。

#### ○須貝委員

今まで結局旅館業法ということで、宿泊施設、ホテル、旅館の優良な物件、火災対策、衛生対策、環境対策、地域への対策をしてきちんとやってこられて、本当に住みやすい品川区、地域をつくってきたと私は思うのです。国でこのように住宅宿泊事業法をつくっても、結局うたわれるのは公衆衛生の確保や地域住民とのトラブル防止。

このようなことを書いているということは、あらかじめもうトラブルが起きるのだということ自分たちで出しておいて、住宅宿泊事業法をつくるというのは、私は間違っていると思うんですね。やはり、じゃあ、安ければいいのかと。観光で安ければいいというのではなくて、やはり日本はある程度安心で安全で、日本人と一緒に共有スペース、またきれいな場所で衛生面もいいというところで過ごせるということが私は基本だと思うのです。一生懸命それぞれ努力されているところが圧迫される。

そういうことならば、国とか東京都が土地を提供して、そこに大きな施設をつくって、そこで一元で管理してくれたほうがよほどいいわけですね。このようにあちこちで闇雲につくってしまうと、果たしてそのような素人がもう安心で安全な管理運営ができるとは私は思えないですよ。

ですから品川区のほうに要望したいのは、私はできるだけやはり厳しい条例をつくっていただいて、例えば苦情とか何か品川区に来てしまうわけですね。そういうことがほとんど起きないように、そして地域の住民から不満やそういう問題提起されないような条例を、私はつくっていただきたいと思えます。意見だけ申し上げます。

#### ○あくつ副委員長

非常に区民の関心も高く、私も今、問い合わせをたくさんいただいています。あと、私の地元の地域でも、いろいろなそういう話も聞きます。

それで、ちょっと伺いたいのですが、いわゆる民泊には幾つかの形があって、さっき言った特区の形もあれば、この民泊振興の形もあれば、いわゆるその旅館業法に基づく簡易宿所のような形の民泊というものもあると思えます。

簡易宿所の申請を出しているところが結構幾つかあると思うのですが、いわゆる旅館業法に基づいてはいるけれども、やることはおそらく間違いなく民泊であると。こういうことに対して、いわゆ

る普通の今度の新法と、その旅館業法に基づく簡易宿所では、ハードル、差がどれぐらいあるのか。そうでなければ、簡易宿所のほうが結局日数とか地域の縛りがなくなるわけですから、皆様そちらのほうを選んでくる。実際、多分今結構増えていると思うのです。全国的にも増えているという統計も出ていますが、品川区においてはそこについて、簡易宿所の申請が増えているのか。要するに法的にいわゆる旅館業法上の民泊がこれから増えるという見込みなのか、その辺について何か情報があれば教えていただきたいのが1点です。

#### ○柏原企画調整課長

旅館業法関係は保健所が受付をしておりますので、細かい数字のところはちょっと私も今手元にはないというところがございます。聞いている範囲の中でも、特に簡易宿所の届け出が極端に増えているという話は、今の段階では聞いてはいないのですけれども、ただ、旅館業法のほうが、この新法の部分よりも、特に設備面といったところでは規制といいますか決まり事が多いものですから、一定程度の例えば消防の話だとか、帳簿もきちんと管理しなくてはいけないとかいうところがありますので、そういった意味では、これはこの新法よりはハードルが高いとは思ってございますけれども、どちらを選ぶかというような話で、今後その事業者がこの新法が動き出した時に出てくる判断ということになろうと思いますが、現段階で極端に簡易宿所のほうが増えてくるという動きなどは見えてはきませんので、ちょっとその辺は様子を見ながらということにはなってくると思っております。

#### ○あくつ副委員長

先ほどの見通しの中で、この新法に関しての条例案を考えていらっしゃるところでは非常に厳しい、23区の中でもかなり厳しい縛りだった。政府のほうからも、この法に反するような形での条例に関してはちょっとというような声かけもあったという報道もありましたけれども、逆にそこは真っ向から、それに対して品川区の区民の皆様の安全を守るというところでの心意気は、私は逆に安心しています。

それとあと、先ほどマンションのことについてなのですが、もう意識が高いところ、資産価値ですとか、みずからの住宅、生活環境に関しての関心の高いところは、もう既にマンション管理規約の改正をしているところも幾つか聞いています。ちなみに私が住んでいるところはまだやっていないのですけれども、先ほど1,600の管理組合に通知を出されたというお話がありましたが、これは本当に間違いないのかどうか確認で、住宅課なのかどうかわかりませんが、いわゆる住宅担当課からこれはもう本当に出されているのかということが1つ。

その中で、例えば国土交通省で出している改正についてのところでは、例えばそれについて、自分のマンションの何々号室で、うちは民泊をやっていますよということの広告の掲示の禁止みたいなものも規約で決められますよと書いてあるのですが、そういった内容も通知で出ているのかどうか教えてください。

#### ○柏原企画調整課長

出したのは直近だと聞いておまして、1月に入って、まだ先週とかそういう時期だと聞いています。国土交通省で出している基準であるとか、そのガイドライン的なものを添付しながら、周知、お知らせしていると聞いています。

#### ○あくつ副委員長

最後です。先ほどもありましたけれども、もしこれに反するようなことをした場合に、やはりさっき旅館業法の改正で、3万円の罰金だったのが100万円まで引き上げたというような話を見たのですけ

れども、それを無視した場合、100万円の罰金を無視するかどうかわかりませんが、先ほど強制力というお話もありましたが、あと、夜間にどうやってそれを取り締まるのだという話もありましたけれども、やはり区民の方にとっては非常に切実な話で、誰に電話をすればいいのだ、誰に連絡すればいいのだ。警察に連絡すればいいのか。言い方はちょっと差別的になってしまいますが、大柄な飲酒をしている外国人の方がわあわあ騒いでいるという状況を、誰がこれを見てくれるのかというところ、これは非常に大事になってくると思いますので、これを行政で対応していただくのか、もしくは民間に何か委託をして、そういったものの窓口をつくっていただくのか。そういったところについてもぜひ検討をしていただきたいと思います。

#### ○高橋（伸）委員

これは、民泊の住居地域と、あと工業地域は金曜・土曜・日曜が宿泊可ということなのですが、エリアで商業地域と近隣商業地域の場所というのは、例えば五反田とかある程度エリアが決まってしまうと思うのですが、大まかに大体分かる範囲でいいのですが、そのエリアの場所です。

それとあと、大田区も地元経済団体といろいろ連携して様々な取組みをやっていると思うのです。例えば利用者に対して銭湯のタオルの引換券配布とか、あと商店街の多言語マップとか、様々な形で今取り組んでいると思うのですが、今、意見聴取をしているという中で、品川区商店街連合会とか浴場組合だとか、そういう意見もこれから様々取り込んでいくと思うのですが、今現段階でどのように、これからこの地域活性化のために区としても民泊を情報提供も含めてやっていくのかどうか、お知らせいただきたいと思います。

#### ○柏原企画調整課長

先ほどのお話のエリアのところ、商業地域等々につきましては用途地域で指定をしているところがございますので、大きな商店街のあるところであったりとか、あと大井町駅近辺、五反田駅近辺といったところは商業地域というところになってございます。

それからあと、いろいろお話を聞く中で、例えば商店街連合会のほうではいろいろなことを考えたいというような話も聞いておりますので、そういったところのご意見、このようなことをやりたいとかいうお話を考えているようですので、そういったことを聞きながら、今度振興という意味ではどういったことができるのかというのは、我々も一緒に企業部門だったり観光部門といったところと連携しながら、そういった施策、考え方が出せればと思っておりますので、こういった事業をやる中でどういった振興施策ができるかというのは、併せて検討していくというものでございます。

#### ○飯沼委員

3点お伺いしますが、1点目、地域の問題なのですが、旅館業法の中では、学校教育法とか児童福祉法、そして社会教育法などに対して配慮が書かれているのですが、例えば学校、児童施設、社会教育施設といったところへの配慮について、地域について区の考え方がある程度あったら教えていただきたいのが1点です。

あと、今日示していただいているカラー刷りの右下のところ、住宅宿泊事業者と住宅宿泊管理業者の間の管理委託の不在者型の場合と書いてありますね。この辺で、家主不在型のところの把握というか、家主がいないところは本当に問題が起こった時にどこにどう訴えていいのか、どう解決していいのかが真っ先に浮かんでくるわけですが、この上のほうに観光庁長官とか都道府県知事とか国土交通大臣の情報共有というのがあるのですが、ここはどのように共有されて、問題があった時にどこがどう問題点を改善していくのかというのが2点目の質問です。だから家主不在型のところを、情報連携でどう

問題点を解決するのかというのが2つ目です。

あと3つ目なのですが、先ほどいろいろなところでご意見を聞いてくださっているということで、町会・自治会という話もありましたけれども、やはり一番には今住んでいらっしゃる区民の皆様、普通に暮らしている皆様の生活を守っていくというところが一番大事なのですが、その点において、事前に意見を聞くだけでは私は不十分であると思っているのです。そういった面で、地域住民の生活を守っていくという立場で、民泊の事業者がその民泊をする施設にあたって地域住民の方に告知をしたり、説明会を開くなど、その地域の住民の方に事前に知らせて理解を得るという手立てがすごく大事だと思うのですが、この点についてご意見を聞かせてください。以上3点です。

#### ○柏原企画調整課長

まず、一番最初の学校等といったところへの配慮といいますか考え方と、それから3番目のご質問、事前の説明であったりという部分につきましては、その手法、やり方の部分になってまいりますので、それにつきましてはこの制度を考える中で併せて検討していきたいというものでございます。

それから、家主不在型の方がございましたけれども、この住宅宿泊管理業者に委託が可能だということなのですが、これは全て国が先ほどつくっている同一のシステムで、どういう事業者がいるというのが登録は全部同じシステムでつくることになります。ですので、この国であったり都道府県、区もそうですけれども、そのシステムを確認しながらということで、ここで情報共有が図れるという仕組みになってございます。

課題解決につきましては、それぞれ所管する部分、国土交通省だったり観光庁ほか、地元の部門では都道府県だったり市とか区になりますので、そういったところの分担する部分において課題解決をしていくということになってまいります。そのための情報共有で、統一化したシステムができ上がるということ聞いています。

#### ○飯沼委員

地域の問題とか、あと説明の問題、本当にいろいろな方の意見をしっかり聞いて、ここのところは本当に丁寧にやっていただきたいし、事業者の責務というのも明らかにすべきであると思っています。

あと、家主不在型はすごく問題が大きいと思うのです。これは住民の方にとってメリットはなく、デメリットばかりであると思うので、私たちはやはりこの家主不在型というのは認めないでいただきたいと思っています。

#### ○伊藤委員長

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○伊藤委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) デジタルサイネージ（電子掲示板）の設置について

#### ○伊藤委員長

次に、(2)「デジタルサイネージ（電子掲示板）の設置について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

私のほうからは、デジタルサイネージ（電子掲示板）の設置について、ご説明申し上げます。



様々なまちの情報を積極的にかつ効果的に発信する新たな広報媒体として、デジタルサイネージを導入いたします。このサイネージでは区政情報を提供するとともに、実際に気象情報・緊急情報を提供することを考えています。それから、地域センターにおきましては、地域の行事のお知らせ、町会・自治会の活動の支援のツールとしても活用していくということでございます。

加えまして、区役所の3階では、庁舎内の会議案内板としても使用するというので、具体的にこの資料の裏面をご覧いただきたいと思います。こちらは本庁3階の総合案内の横に今設置しております。今月の頭から設置をしております、現在調整中ということでございます。

大きく左側のエリア、右側のエリアと分けまして、左側が実際情報がどんどん表示されてくるというようなことで、一番上が動画、真ん中がFacebook、それから天気予報、時事ニュース。下が品川区からのお知らせ、これが時間ごとに順次切り替わるという形になっております。

それから、右側がタッチエリアとなっております。実際指で触って動かせるところでございまして、フロア案内でございますとかイベント情報、区からのお知らせ。それで、一番下のほうはよくある手続き、マップ、これはあと触っていただけるようにお子さん向けのクイズとか、そういうものもご用意しております。こういうものを設置しているということございまして、この後、実際にご覧いただきたいと思っております。

資料戻っていただきまして、3番の導入場所でございますけれども、本庁、それから第二庁舎、総合体育館、スクエア荏原、それから地域センターは5つの地域センターになります。あと中小企業センターロビーに設置をするということございまして、庁舎、それから総合体育館、中小企業センターにつきまは、この図1の正方形で一番大きいもの、それから地域センターにつきまははこの図4のこのぐらいの大きさのもので、こちらのほうでは情報の表示と、あと実際タッチのエリアを一緒にしている形になっております。それから、図2は会議室の案内、この会議室でこの会議をやっていますという案内という形になります。

運用の開始は、2月1日からを予定しておるところでございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

では、質疑に入ります前に、実際に本庁舎3階に設置されておりますデジタルサイネージを見学したいと思いますので、よろしく願いいたします。見学にあたっては、区役所利用中の区民に迷惑のないようご配慮ください。

それでは、会議の運営上暫時休憩いたします。

○午後2時10分休憩

(本庁舎設置デジタルサイネージ見学)

○午後2時15分再開

#### ○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

デジタルサイネージ(電子掲示板)の設置についての質疑に入ります。

本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

質疑の前に補足説明をさせていただきます。今、ご覧いただいている中で、ちょうど画面の横に委員会をここでやりますというのがあったので、あれをこちらに載せられないのかという話がありました。

実際に会議室の、こちらで言う図2のほうの小さい会議室案内のところの部分で表示を載せることができますので、そちらをエレベーター前に置くような形で今のところ考えています。それから、議会の何かお知らせを表示させたいというような形で、先ほどの区のお知らせのところで情報を掲載すれば載るような形になっております。補足でございます。

#### ○飯沼委員

幾つか質問しようと思ったのですが、見せてもらって、見てわかったことがかなりあったのですが、1つ、多言語対応ということで、文字の切り替えですね。音声的な説明というのは考えていないのですか。それが1つです。

あと、タッチをするのは住民の方ですね。若い方はああいうのに慣れていらっしゃるのですが、私も含めてあまり機械に詳しくない人のために、あそこに行ってもきつとどぎまぎして、どこをどう押さえるのかわからないというのがあるので、そういった意味では少しご案内をしてくださる方がいらしたらいいなと今日直感したのが1つ。

あと、ああいう新しい機器が入ってわかりやすくなっていく中で、総合案内とか施設のご案内をする態勢というのは今までと変わりがいいのか。そこが削られるというようなことはないのかどうか、お聞かせください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

3点ございまして、多言語、音声のほうなのですけれども、実際今のところは音声のフォローについては考えておりません。

それから、2番目の案内ですが、既に総合案内の方に操作を覚えていただきまして、何かそこで戸惑っていらっしゃる方がいたら、フォローをお願いしますというお願いをしておるところでございます。

それから、窓口案内そのものの態勢につきましては、これが入ったことで何か変わるということでもございませぬので、今まで同様という形でございます。

#### ○飯沼委員

ありがとうございます。あと、正面玄関のところはすごく大きくて立派なものだと思ったのですが、予算のところを調べてこなかったのが、予算がどのくらいかかっているのか教えてください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

今年度の予算でございますが、およそ3,000万円です。実際ランニングコストも同様ぐらいの規模感で考えておるところでございます。

#### ○石田(し)委員

ちょっとだけお伺いしたいのですけれども、右上のところにWi-Fiと書いてあって、多分何かアンテナが上にくっついていたので、あそこが一つの受信機になっていると思うのですけれども、その辺を確認をしたい。

あと、せっかくあのようにフロアのご案内とかを見せてもらって、3つに分かれていて、現在地があって目的地があるのはいいのですけれども、もう一步踏み込めば、その行き方を何となく矢印でも示してあげて、例えば向こうのエレベーターを使って7階に行ったら学務課がありますよみたいなものがあるともっと親切なのかなと。あれだけだと、現在地で何となく位置関係はわかったとしても、じゃあ、どうやって向こう側の庁舎の7階に行くのかというのは、知らない人だとなかなかわかりづらいのかなと思ったので、その辺をもし工夫の余地があるのであれば検討していただきたいと思う。

いろいろ区のお知らせ等が掲載されていたのですが、あれはあれで簡単なお知らせだと思うので、そ

れ以上のことはないのかなと思うのですけれども、例えばあそこを見て、何か情報を得て、それを今度例えば自分のスマートフォンで、いわゆるデジタルサイネージの前だとその情報はわかるけれども、その後忘れてしまったらそれまでになってしまうので、できたら例えば少し詳しい詳細などがあるものに関しては、QRコードでもいいですし、何らかの方法で今度自分の端末に情報を移せる仕組みにすると、より区民の方の使い勝手がよくなってくるのかなと思うので、その点もぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

3点ございまして、まずちょっと訂正でございますが、先ほど経費の件ですけれども、今年度ランニングコスト込みで3,000万円です。申し訳ございません。

それから、Wi-Fiですけれども、区役所で使える品川のフリーWi-Fiを受信しているような形になっておるので、そういう形です。

それから、実際に所管への行き方であるとか、スマホとの連携につきましては、ご意見頂戴しまして、検討してまいりたいと思っております。

#### ○高橋（伸）委員

今、実際に拝見させてもらって、実は私も3日ぐらい前にちょっとタッチしていろいろやってみたのですけれども、すごくやはり見やすく使いやすいと思います。

それで、この導入場所なのですけれども、5カ所の地域センターに導入するという事なのですけれども、13カ所の地域センターがある中の5カ所ということで、これから先は全地域センターに導入するのかどうかということと、あと、この地域センターにおいては、地域行事のお知らせなどとか、町会および自治会の活動の支援と書いてあるのですけれども、第四地域センター管内だと14町会とか、地域センターによって20町会とか自治体があるようなところもあると思うのですけれども、この情報提供はどのように各町会に募って、募った町会の情報を載せるのかどうか。どのようにやり取りをしているのかということをお聞きしたいと思います。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

全ての地域センターへの配置というところと、それからどのように情報を募るかという部分でございます。

今予定では、来年度、これから予算をご審議いただきますけれども、来年度で全地域センター配備完了という形を考えております。

それから、情報なのですけれども、実際に今でも例えば町会の方からこれを窓口に置いてくれないかとか、こんなイベントをやるのだよとかいう形でいただいていると思うのですけれども、そういうものを地域センターのほうで読み込ませてデータ化をして、それで載せるというような運用が現実的になると思います。

#### ○吉田委員

1月中は試行運用で、2月1日から運用開始ということで、単純な質問ですみません。試行した結果、本格運用とどのように違うのか。だから、今みたいなご意見が取り入れられて、多少改良されて本格運用になるのか、その辺の試行と本格運用の差や違いを教えてください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

現在、いろいろまだちょっと不具合があるというところもあります。いろいろ操作をしながらそれを解消していくということもございまして、一番大きなところは、各課で情報を出せるような形に

なっているのですけれども、これから各課の研修を行いまして情報をアップする、その態勢が整って2月というような形を考えています。今は暫定的に広報課のほうで区のお知らせという形で載せていますが、今後は各課が情報発信をしていくという形で、本格運用という形で考えております。

#### ○吉田委員

では、そういう意味で本格運用までには、各課からの情報がきちんとアップされるということで理解いたしました。

それで、先ほどテレビの画面が出て、私も先ほどの飯沼委員と同じように、音声の情報提供ができると、例えば視覚障害者の方たちがここをタッチすればという、このタッチだけ最初どなたかに誘導していただければ、そういう情報提供ができるようになっていいなと思ったのです。コストとの関係もありますので、その辺は検討しなくてはいけないと思いますけれども、せっかくこういう電子的な情報提供ということであれば、視覚障害の方、これは聴覚障害の方にとっては画面で見られるということで、すごくいいのではないかなと思いますので、そういうことであれば、いわゆる情報弱者と言われる方たちにとって、情報提供がより進む形にさせていただけたらいいかなと思います。

それと併せて、これも先ほどからありましたけれども、こういうことが得意でない方たちのためには、情報提供を進めるというスタンスで言うと、アナログのほうの掲示の仕方も、こういう情報提供を進めるという機会に検討していただきたいと思います。具体的に言うと、やはりこの品川区庁舎はなかなか複雑で、私のような方向音痴には大変厳しい庁舎なのですけれども、これは区民の方からもネットにお声が届いています。探すのに、せめて五十音順に、例えば学務課であればカ行を探せば学務課の場所が出てきてとなるというのですけれども、アナログの掲示の仕方がそうではないのですね。あの辺も、こういう情報提供を進めるというこの機会に、もう一度わかりやすいような検討をしていただきたいと思います。これは意見です。

#### ○須貝委員

このデジタルサイネージは目にぱっと飛び込んでくる情報で、また画面もきれいですね。本当に活用範囲がすごく広いと思ったので、私は従来から思っているのですが、危機管理上、大災害が起きた時に防災行政無線等が聞きにくい。それがいろいろな地域にこういうものがあると、何を言っているかわからないけれども、そこへ行けば画面上いろいろな情報が見られるという仕組みづくりというのは、こういう大都市には私は必要ではないかと思うのです。やはり大地震、大火災、それから伝染病、それから様々な事件が起きた時に、そこに行けば情報が得られる。それも多くの方が、町会関係者、地域関係者が見られる。

ただし、今、室内にあるのですね。やはり24時間ということ考えると、これほど大きくなくてもいいのですが、震災とか何か大きな事故・事件があった時にも耐えられるような構造物でつくっていただけたら、地域の方もいざ緊急事態があった時に、非常により正確な情報が得やすく、安心するのではないかと思うのです。では、車が回って広報できるのかということ、それもなかなか難しいこともあると思うし、このように各地域の町会長などに、今こういう情報が出ていますから見てくださいというようなことはすごく大事ではないかと思うので、ぜひその点を危機管理上研究していただきたいと思いません。

室内というのやはり営業時間外はほとんど見られないということですから、土曜・日曜・祭日もそうなのですが、その辺に一つ盲点があるので、ぜひ検討していただきたい。目に飛び込んでくるというので、すごくいいものができたのだなと感じました。

○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時31分休憩

○午後2時45分再開

○伊藤委員長

それでは、総務委員会を再開いたします。

---

(3) オープンデータ利活用による地域課題を考えるワークショップ成果発表について

○伊藤委員長

次に、(3)「オープンデータ利活用による地域課題を考えるワークショップ成果発表について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○仁平情報推進課長

それでは、私からはオープンデータ利活用による地域課題を考えるワークショップの成果発表についてご報告させていただきます。恐れ入りますが、ワークショップの成果発表の資料をご覧いただければと思います。

区が公開しておりますオープンデータの利活用の普及・啓発と、区民との協働の機会拡充のため、昨年の6月から、Code For Tokyoと協働いたしまして、地域課題の解決策を考えるワークショップに取り組んできたところです。

ワークショップのほうですが、参加者による福祉や子育てなどをテーマといたしました地域課題の洗い出しに始まりまして、その解決策を考えるアイデアソン、解決策を実現するアプリづくりを行うハッカソンの開催へとつなげてまいりました。

このたび、このワークショップの成果といたしまして試作アプリが完成いたしましたので、発表する機会を設けさせていただきます。今回の取組みを区民等へ周知するとともに、さらなるオープンデータの利活用等につなげていきたいと考えているところでございます。

試作アプリにつきましては1に記載の表のとおりでございまして、福祉、子育て、教育、商店街をテーマに6つのアプリづくりに取り組んだものでございます。表の内容のほうには、各アプリの目的等を記載しているところでございます。現在アプリ自体は、各制作チームの手元のほうにありまして、継続して作業にあたっておりますので、本日はちょっとデザインや機能等をご紹介できないというのはご容赦願いたいと思います。

2の発表会の概要でございませけれども、発表会はワークショップとオープンデータの目的についての説明と、参加者による成果物のアプリのプレゼンテーション等を行う計画になっております。開催は来月2月25日曜日午後1時から、第3庁舎の講堂を利用して発表会をやらせていただきます。現在、発表会の準備と公募の準備等も進めているところでございます。

## ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

## ○飯沼委員

あまりよくこの中身が理解できないというか、現在70項目のオープンデータというのをインターネットで調べたら、いろいろなデータが入っていますね。私などよく保育園に関係するところ、多分保育園を利用したい方々もしょっちゅう使っているだろうなという項目が幾つかあるのですけれども、実際にこのワークショップが開かれているわけですが、もう一回これの目的とか、どのような方々がここに参加をして、どのような過程でこの成果物を生んでいるのか、ちょっと流れを教えてくださいたいと思います。

## ○仁平情報推進課長

この作業の目的でございますけれども、今回協働事業という形でやらせていただいております、まず区のほうが公開しているオープンデータの利活用を民間の方に進めていただきたいと思いますという思いがありました。そのためには、皆でそれを活用するような機会、そういう場が必要かなと思っております、区と民間の方の力を得てそういう機会を設けていこうということで、この事業を始めたものでございます。

実際このワークショップとオープンデータの関係ですが、こちらのほうは最初から区のほうでこのテーマについて考えてみませんかというような進め方ではなくて、あくまでも皆様が集まった中で地域の課題を自由に討議していただいて、その中から課題を見つけ出して、かつそれにつながるような何か解決策として、例えばアプリケーション化ができないかとか、そういうことを皆様が検討したものでございます。

区のほうといたしましては、今回のワークショップで、例えばこの中のアプリの一つに公園情報を使うところがありまして、この辺のデータは当然区のほうにありますので、そういうところが利用できたのと、かつどうしてもやはり保育園情報の細かいところを知りたいというご意見をいただきまして、所管のほうの協力を得まして、それでデータ化したというような、そういうニーズに沿ったデータ化もある程度今回この取組みの中で進められたというところは成果であります。

それと、参加している方なのですが、このワークショップは公募で進められておりまして、比率的には大体半分の方が区民の方、それとあとの半分の方が、例えば品川区に職場がある方とか、昔品川区に住んでいたとか、そういう方で様々な年代の方の構成で始まっているものでございます。

## ○飯沼委員

こうやっていろいろデータをもとに、活用しやすい方法でアプリなどもつくっているということで、具体的にこれから見せていただくと、こういう活用の仕方があるのだなということになると思うのですが、このでき上がった成果物を今後どのように活用していくのかということと、今後やはりこういうワークショップを続けていながら、いろいろな分野の拡大をしていくのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

## ○仁平情報推進課長

まず、今回の成果物の活用方法でございますけれども、皆様がせっかくだとつくっていただいたものでございますので、まず来月の発表会を行うとともに、その後、成果物のアプリのほうは皆様の同意を得ておりまして、公表できるという形になっておりますので、これは広くいろいろな方に見て使っていただ

いて、またご意見等を寄せられれば、次への改善につながっていくかなとは考えております。

今後につきましては、また次年度の話になりますけれども、今回の取組みの成果を踏まえまして、引き続き今年の課題等に取り組むと同時に、またちょっと対象者層を変えて、さらなるオープンデータの活用のあり方、仕方を続けて、区民の皆様と一緒に事業を進めていければと考えております。

#### ○飯沼委員

ぜひまた見せていただいて、区民の皆様からこういうものがあつたらいいなというようなご意見をどしどし具体化していただけたらと思います。ここに協働と書いてありますけれども、プロの方からどのような援助を得ているのか、ちょっと教えてください。

#### ○仁平情報推進課長

今回協働事業という形でやらせていただきました団体はCode For Tokyoということで、オープンデータの活用とか、いろいろなアイデアを見出すといいますか、そういうワークショップ、こういう取組みを自主的に行っている団体でありまして、会社とか企業とか、そういう形の団体ではないということです。

#### ○飯沼委員

企業ではないということですが、NPOとかどういう団体なのでしょうか。そこだけ最後お聞きします。

#### ○仁平情報推進課長

組織的にはNPOではないです。Code For Japanという、元々大きな全国的な組織がありまして、その中で各地区のほうでこういうオープンデータ系とか、いろいろな課題を考えるというワークショップを開催していて、そういう取組みを行っている自主的な団体の集まりという形になっております。

#### ○石田（し）委員

1点だけ。こういうのがいわゆる今の時代の協働のあり方になってくるのかなと思うので、ぜひ今後進めていただければと思うのですが、1点だけ、このアプリをつくられた際のいわゆる権利関係というのがどのようになっていくのかが重要になってきて、例えば区民の協働というのはすばらしいのですが、逆に言えば、要は区がその開発とかに携わっていなければ、権利関係というのはどこがどのようになっていくのかということがどうしても生じてしまうのと、何かあったときのいわゆる責任というのはどこが受けるのかということも重要になってくるので、いわゆる公式アプリになるのか、それとも非公式アプリになるのか、それによっても大きく変わってくると思うのです。その点、区として今どのように考えているのか教えてください。

#### ○仁平情報推進課長

今回のアプリの権利関係でございますけれども、まずはそもそもの発想の時点のアイデアは、著作権は生じないという形になるのですが、その後ここに至るまでのデザイン画とか設計図とか、実際アプリそのものもそうなのですが、これは制作者のほうに著作権が生まれてくるものでございます。

ただ今回、このアプリをつくる過程におきまして、参加者の方々からそのあたりの確認といいますか、同意を書面で得ておりまして、制作のほうはこのワークショップ全体の成果として公表して使っていたという形と、もしこれを改良してまた次につなげる方がいるのであれば、そういう使用方法もよいということで、オープン的な扱いはとれるというような同意を得ているところでございます。

当然、中にはこういうことをやりますと、やはり商業ベースに乗せたいということで、著作権等とか

権利の関係が生まれてくるケースがあると思いますけれども、それはその開発者のチームの中で確認をしていただいて、商業ベースに乗るのであれば、それなりの権利関係とかをきちんとしていくことが必要になります。今回つくられた中身自体は、あくまでも参加者の手によるアプリでございますので、公表等に区のほうは支援はしていきますけれども、扱的には区のアプリではなくて、制作者のアプリという形になりますので、非公式なアプリという形です。

#### ○石田（し）委員

非公式になっても、区が何らかの関係性を持つてのいわゆる協働作業でやられてきたものだと思いますので、何かその発信方法について、やはり区が発信すると、区民の方はそれこそこのようなものがあるのだという認識もされますし、また安心感というのもあるのかなと思うので、その辺はうまく区としてもせっかくの成果物ですので、何らかの形でそういう発信の部分に関してもその参加者の方たちと話し合いながら、連携してできることを発信していただければと思いますので、その点よろしく願います。

#### ○吉田委員

今のご意見のその先、その権利関係も制作者に所属するというのはわかったのですが、この場合はこの試作に関してはワークショップの中で基本的に商業ベースには乗せないというところまで合意されているのか、それとも今後商業ベースに乗せるということもありのレベルの合意なのか。それで公表するということは、みんなが使えるようにするということだと思うのですが、その辺の発信の仕方もあるまでこのワークショップの人たちが何か発信するのか、それとも区が発信するのか。今のご意見の続きみたいな質問なのですが、今後誰でも使えるようにするところ、区はどのように絡むのか、お考えをお聞かせください。

#### ○仁平情報推進課長

今回つくられたアプリの使われ方なのではございますけれども、これはオープンな形で使っていきたいという同意が得られておりますので、オープンということは、これを商業ベースに乗せる方がその後出てきても構わないというような同意になっております。

また、誰でも使えるという点におきましては、アプリそのものは一般公開していきますので、誰でもが使えるという形の公表の仕方になります。公表にあたりましては、発信方法なのではございますけれども、今回協力していただいているCode For Tokyoが特設のサイトをつくるというような話、計画にもなっておりますし、アプリが公開されているところの周知、PRの支援というのでも区のほうで行っていきたいと考えております。

#### ○伊藤委員長

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 八潮地域センター複合施設非構造部材耐震化その他工事請負契約

#### ○伊藤委員長

次に、(4)「八潮地域センター複合施設非構造部材耐震化その他工事請負契約」を議題に供します。本件につきまして、理事者より説明願います。



## ○立川経理課長

それでは、報告事項(4)八潮地域センター複合施設非構造部材耐震化その他工事請負契約についてご説明いたします。本件は9,000万円以上の工事契約につき、本委員会にご報告するものでございます。お手元の経理課資料をご覧ください。

契約の方法は、制限付き一般競争入札で行ったもので、入札経過につきましては、2ページの調書に記載のとおりでございます。

1ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め1億886万4,000円、契約の相手方は、株式会社清水工務店、代表取締役清水雅明、支出科目は平成29年度一般会計。

工事の概要でございますが、3ページの概要書をご覧ください。工期は平成30年3月30日、4の工事内容は、八潮地域センター複合施設の非構造部材耐震化のため、天井改修や棚等の固定、また老朽化に伴い南棟のトイレやスポーツ室の改修を行います。

4ページは案内図と配置図でございます。

## ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

## ○飯沼委員

八潮地域センターは北棟と南棟があるわけですが、その文部科学省のガイドブックに基づく非構造部材耐震化工事というのは、天井、棚、ガラスフィルム、これは北棟と南棟と全ての天井とかそういうところが行われるのか。あと、ガラスフィルムも全ての窓ガラスに張られるのかどうか、そこを教えてください。

あと、下の関連工事のところのその他電気設備工事、その他機械設備工事というのは、具体的にどのようなものなのか教えてください。

## ○立川経理課長

まず、文部科学省のガイドブックによる非構造部材耐震化でございます。こちらにつきましては、学校中心に文部科学省がこのガイドブックをつくったわけなのですが、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすということ、また近年の大規模地震で天井材の落下などの被害も発生している。そういったことで、平成22年3月からガイドブックを作成し、取組みを支援したという内容でございます。

今回の天井の改修でございますが、主な場所としましては、スポーツ室とレク室と音楽室の3カ所の天井については改修を行うというものでございます。また、ガラスフィルムにつきましては、全ての窓について実施するものでございます。

あと、その他電気、機械設備工事ですが、北棟のエレベーターの改修を実施するという内容でございます。

## ○飯沼委員

工期が3月30日までになっていますけれども、工事する場所でやはり閉鎖したり使えなくなったりする部分があると思うのですが、その辺がどのような手順で行われるのか、周知がどうなっているのか教えてください。

## ○立川経理課長

今回の工事に伴いまして、レク室、音楽室、スポーツ室につきましては、1月中旬より使用中止とい

うことになっております。予約は3月31日までできないということでございます。工事が早めに終わるようでしたら、事前に周知いたしまして、いわゆる3月中にも申込みを受け付けるといった内容になってます。基本的には居抜きの工事でございますが、現状、レク室と音楽室とスポーツ室については利用できないということでございます。

**○伊藤委員長**

ほかには意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○伊藤委員長**

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(5) 不動産の寄附受領について

**○伊藤委員長**

次に、(5)「不動産の寄附受領について」を議題に供します。

本件に関しまして、理事者の説明をお願いいたします。

**○立川経理課長**

続きまして、報告事項(5) 不動産の寄附受領について、ご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。

本件は、故鈴木志げ子様の遺言執行者である弁護士から、不動産について寄附の申し出があり、相続関係および不動産の権利状況について調査したところ、問題がないことから、受領することとしたものでございます。

不動産の概要でございますが、所在地は品川区豊町一丁目17番12号で、案内図にありますように、ゆたか教職員待機寮の隣地でございます。土地の面積は292.66㎡、建物の延べ床面積は170.44㎡で、木造2階建て、昭和36年築の住宅でございます。建物は建築から60年近く経過し、再利用は難しいことから、来年度に建物を除却し、更地とする予定でございます。

**○伊藤委員長**

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

**○松澤委員**

この土地なのですけれども、実は私の町会でした。前々から町会長、民生委員が面倒を見ていたものですから、寄附をしたようです。本来町会に寄附してくれると遺言で書くということだったのですけれども、急に入院して亡くなってしまったものですから、実際心配していたのです。遺言を書いていないと国のものになってしまいますので。今、結果的に遺言書を書いてあったということで、うれしいのですけれども、この使い道なのですけれども、町会としては鈴木さんの面倒を見ていたので、ゆうゆうプラザみたいな高齢者施設にしたいという思いがあるのですけれども、これは今年一年で更地にするということなのですけれども、その後の計画なのですけれども、これは地元にはやはりいろいろな説明みたいなものをされるのでしょうか。

**○柏原企画調整課長**

こちらはいろいろ周りにも区有施設がたくさんあるというところがありますので、どのような活用かというところはこれからということになりますので、活用を検討する中で、地元の方にもどういった活

用で、こういった方向でというのは、区民の方も一緒に説明といいますか、お話し合いをしていきたいと思えます。現段階で何かというところで具体的に何か決めているところではありませんので、今後検討しながらということになるかと思えます。

**○松澤委員**

地元の方たちの意見を十二分に聞いていただきたいと述べておきたいと思えます。

**○須貝委員**

ここは結構本当に閑静な、場所もいいし、実際一般に不動産価格おそらく区のほうも調べられたと思うのですが、相当な金額になるのかなと思ったのですが、大体どれぐらいの価値があるものなのでしょうか。参考に教えていただければありがたいです。

**○立川経理課長**

実勢価格は抜きにしまして、路線価等から勘案いたしますと最低2億円以上ということですよ。

**○伊藤委員長**

質問はいいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○伊藤委員長**

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(6) 品川区原動機付自転車ご当地ナンバープレートデザインの決定について

**○伊藤委員長**

次に、(6)「品川区原動機付自転車ご当地ナンバープレートデザインの決定について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

**○伊東税務課長**

それでは、私から、(6)品川区原動機付自転車ご当地ナンバープレートデザインの決定について、ご報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まず、選考経過でございます。区ではオリジナルのナンバープレートを作成し、区のPRおよびイメージアップを図るということで、デザインを公募いたしましたところでございます。平成29年7月18日から9月29日にかけて募集をしたところ、32作品の応募がありました。その後、区内の税務関係団体ですとか、町会連合会、商店街連合会の代表と区関係者で選考委員会を組織いたしましたけれども、平成29年11月9日に選考委員会を開催したところでございます。その選考委員会で3作品を選定していただきまして、意匠権等の調査を経まして、今般、京都市在住の方のデザインを最優秀賞として決定をしまして、ナンバープレートのデザインに採用するというものでございます。

中段のその最優秀賞ということでございますけれども、デザインにつきましては資料の絵のとおりでございます。

作者の思いといたしましては、しながわ水族館のマークとして用いられているイルカ、それと広重の「品川・日之出」を配しまして、イルカからみんなのゆとり、東海道五十三次の図から歴史と未来に託す日の出、大きな弧でゆったり過ごせる品川の意、そして四隅の角にゆとりを持たせて安全に配慮したというような思いが込められた作品ということでございます。

なお、このデザインは応募作品の原画でございます。今後、ナンバープレート視認性の観点から、一

部修正する可能性がございますが、概ねこのまま行こうとは思っておりますけれども、若干の修正が入る可能性があるということだけご了承ください。

また、昨年7月11日の総務委員会でご報告した表彰というところでございますけれども、その時、実は最優秀賞1点、優秀賞2点ということで報告をいたしておりますけれども、そこに特別賞として1点を加えて表彰したいと考えてございます。

今回の応募には、区の内外から32作品の応募があったということでしたけれども、学校ぐるみで取り組んでいただいたところもございまして、先生を含めて多数の応募が届いております。たまたまその中の高校生の作品がいわゆる4番目にあたるということで、まして区内からの応募ということだったので、ここに特別賞を設けさせていただこうと考えた次第でございます。

下段の今後のスケジュールでございます。今、プレートの発注ということで、業者のほうに発注したところがございます。その業者との微調整、先ほど言いましたとおり視認性の関係での微調整を加えまして、50cc用に1,000枚と90cc用200枚、そして125cc用800枚を作成いたします。そして、3月に広報誌ですとかホームページ等々で周知をしまして、4月には新しいナンバープレートとして交付予定としてまいります。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

#### ○吉田委員

この優秀賞2作品と特別賞というのは、例えば区広報誌などで公表されるということなのではないでしょうか。せっかく優秀賞と特別賞があるのだったら、拝見したいという単純な思いがあるのと、それから、このしながわ水族館のイルカは、しながわ水族館のコピーライトのマークがありますから、それで、そのコピーライトごと、このナンバープレートの権利みたいなものは品川区に帰属するというようなことなのではないか。その辺教えてください。

#### ○伊東税務課長

優秀賞等の公表ということですが、現状では最優秀賞のほうに関しては、当然ナンバープレートということで出ますので、それはPRしていくということですが、優秀賞については現時点では、特に実際のその絵を出すところまでは想定してなくて、その受賞者の方に関しては、一応副賞をいずれどういう形かは別としてお渡しするという形でございます。

それと、イルカの絵でございますけれども、それはこのままこのイルカ自体は、広重の絵もそうですけれども、このまま使えるという形になっていまして、著作権関係は全て区のほうにいただくという形で、本人との了解は得ているところでございます。

#### ○吉田委員

優秀賞と特別賞を公表されないということなのですが、さっきの特別賞の意義から言うと、高校生の作品でもあるし区内の方ということであれば、大々的にはないにしても、せっかく応募して下さって特別賞ということであつたら、何かちょっと配慮がいただけたらいいなと思います。これは意見です。

#### ○伊藤委員長

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

#### ○伊藤委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 行政視察の報告書について

### ○伊藤委員長

次に、予定表2の「行政視察の報告書について」を議題に供します。

既に皆様のお手元に配付しておりますが、昨年11月6日の委員会終了後実施いたしました報告会の記録をもとに、報告書を調製させていただきました。

内容につきましても、既にご覧いただいていると思いますので、この報告書をもって議長に報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○伊藤委員長

ありがとうございます。

それでは、この報告書をもちまして、議長に報告させていただきます。

以上で本件を終了いたします。

---

## 3 その他

### ○伊藤委員長

次に、予定表3「その他」を議題に供します。

「その他」で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

### ○伊藤委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後3時17分閉会